

# ○小田原市都市部まちづくり交通課所管に係る補助金交付要綱

(平成29年4月1日)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小田原市都市部まちづくり交通課が所管する補助金の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

**第2条** 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の様式等)

**第3条** 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定の審査基準)

**第4条** 規則第5条第1項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

(交付の条件)

**第5条** 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の補助金にあっては、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告書を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
- (5) 規則並びにこの要綱及び関係法令の定めに従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別表に掲げる条件に従うこと。

(変更等の承認)

**第6条** 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第1号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

**第7条** 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

**第8条** 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（交付決定取消等の通知）

**第9条** 規則第9条第3項又は第16条第4項において準用する規則第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更の通知は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の交付）

**第10条** 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の書面による意思表示があった場合には、当該補助金を補助事業者に交付すべき額の限度において、補助事業者に代わり、工事等を請け負った者に交付することができる。

3 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し、当該補助金の交付があったものとみなす。

（状況報告）

**第11条** 規則第11条に規定する状況報告は、状況報告書（様式第5号）によるものとする。

2 状況報告書の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

（補助事業の遂行の指示）

**第12条** 規則第12条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業の遂行を指示するときは、指示書（様式第6号）によるものとする。

（実績報告）

**第13条** 規則第13条第1項の規定による実績報告書の様式、当該報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額の確定）

**第14条** 規則第14条に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項による審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業者への指示）

**第15条** 規則第15条第1項の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業を、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示するときは、指示書によるものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 規則第17条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書(様式第8号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

**第17条** 規則第18条ただし書の規定により、市長が別に定める期間は、別表のとおりとする。

(書類の整備等)

**第18条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

**第19条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者又は役員を変更したとき。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱の廃止)

2 小田原市都市部都市計画課所管に係る補助金交付要綱(平成23年4月1日制定)は、廃止する。

**附 則** (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条～第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第17条関係）

1 景観形成協議会補助金

補助金交付の目的	景観形成協議会の活動を促進し、もって地域の景観形成の向上に資する。	
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観形成協議会（小田原市景観条例等施行規則（平成18年小田原市規則第2号）第10条の規定により認定された団体）</li> <li>2 補助を受けようとする団体が次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</li> <li>(2) 法人にあっては、代表者、又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。</li> </ol> </li> </ol>	
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観形成に関する調査、研究及び研修会等の開催に関する事業</li> <li>2 景観形成に関する意向調査及び啓発、周知のための広報に関する事業</li> <li>3 その他景観形成に関する事業</li> </ol>	
補助金額	予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費の内、20万円を超えない額とする。	
交付申請	提出期限	補助対象者の活動状況に応じて別に定める日
	様式	様式第9号の1
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書</li> <li>2 収支予算書（様式第10号の1）</li> <li>3 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第15号）</li> <li>4 役員等一覧表（様式第16号）</li> <li>5 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業目的・内容は補助金の交付の目的に合っているか。</li> <li>2 事業計画は、補助の要件（補助対象者・補助対象事業で定めている項目）を満たしているか。</li> <li>3 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。</li> <li>4 経費配分、使用方法は事業遂行のうえで適当な額か。</li> <li>5 補助申請額は、正しく算出されているか。</li> </ol>
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観法（平成16年法律第110号）、小田原市景観条例（平成17年小田原市条例第42号）及び規則並びに小田原市景観計画（平成17年小田原市告示第119号）その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。</li> <li>2 補助金の交付回数は3回を超えてはならない。</li> </ol>	
交付の時期	補助金等交付決定通知後1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号の1
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業結果報告書</li> <li>2 収支決算書（様式第12号）</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動内容、経費の使用実績は、交付申請時の内容と相違がないか。</li> <li>2 成果目標が達成されているか。</li> <li>3 成果目標を達成していない場合、その原因は、補助事業者の責によらないものであるか。</li> </ol>

## 2 景観形成修景費補助金

補助金交付の目的	優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する。	
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市景観計画に定める拠点型重点区域又は拠点型重点区域への移行に取り組む区域において、次の行為を行う者             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 景観形成に資する建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者</li> <li>(2) 景観形成に資する備品等の整備を行う者</li> </ol> </li> <li>2 市税を滞納していない者</li> <li>3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団</li> <li>(2) 法人にあつては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。</li> </ol> </li> </ol>	
補助対象事業	小田原市景観計画に定める拠点型重点区域の景観形成の方針に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業（拠点型重点区域への移行に取り組む区域においては、当該区域と類似する拠点型重点区域における景観形成の方針に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業）	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表1-1及び付表1-2に定めるとおりとする。</li> <li>2 同一敷地内における補助対象事業については、付表1-1の補助の対象区分ごとの限度額を合算して得た額を超えないものとする。 ただし、付表1-2の加算できる場合の条件を満たす場合は、付表1-1の補助の対象区分ごとの限度額を合算して得た額に、付表1-2の補助の対象区分ごとの加算限度額を合算して得た額を超えないものとする。</li> <li>3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> </ol>	
交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第9号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計図書</li> <li>2 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。）</li> <li>3 現況写真</li> <li>4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書</li> <li>5 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等の場合に限る。）</li> <li>6 市税に係る納税証明書（事業年度及び前年度分に係る完納証明書）</li> <li>7 修景事業に係る協定書（様式第10号の2） ただし、近隣の建築物と協調し、同時期に修景整備を行う場合に限る。</li> <li>8 消費税仕入税額控除確認書（様式第13号）</li> <li>9 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第15号）</li> <li>10 役員等一覧表（様式第16号）</li> <li>11 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別に定める景観形成修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。</li> <li>2 補助申請額は、正しく算出されているか。</li> </ol>	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観法、小田原市景観条例及び規則並びに小田原市景観計画、その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。</li> <li>2 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。</li> </ol>	
交付の時期	実績報告書提出後1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事施工の記録写真</li> <li>2 領収書の写し</li> <li>3 消費税仕入税額控除報告書（様式第14号）</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間	建築物及び外構	10年
	景観形成に資する備品等	5年

### 3 街なみ環境整備事業補助金

補助金交付の目的	優れた景観への誘導を促進し、景観の形成に寄与する。	
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街なみ環境整備事業区域において、建築物等の整備をする者</li> <li>2 市税を滞納していないもの</li> <li>3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団</li> <li>(2) 法人にあっては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。</li> </ol> </li> </ol>	
補助対象事業	小田原市街づくりルール形成促進条例（平成18年小田原市条例第3号）に規定する地区街づくり基準に基づき良好な景観形成に著しく寄与する事業	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表2に定めるとおりとする。</li> <li>2 同一敷地内における補助対象事業については、付表の補助の対象区分ごとに得た額の合計の額は150万円（新築、増築、改築、修繕等で、地区まちづくり基準に基づく1階の壁面後退がなされた場合、公道に面する延長が10mを超える場合、又は角地に位置する敷地において行われる新築等の場合は200万円）を超えないものとする。</li> <li>3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> </ol>	
交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第9号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計図書</li> <li>2 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。）</li> <li>3 現況写真</li> <li>4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書</li> <li>5 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等の場合に限る。）</li> <li>6 市税に係る納税証明書（事業年度及び前年度分に係る完納証明書）</li> <li>7 消費税仕入税額控除確認書（様式第13号）</li> <li>8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第15号）</li> <li>9 役員等一覧表（様式第16号）</li> <li>10 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別に定める街なみ環境整備修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。</li> <li>2 補助申請額は、正しく算出されているか。</li> </ol>
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観法、小田原市景観条例及び規則並びに小田原市景観計画、その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。</li> <li>2 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。</li> </ol>	
交付の時期	実績報告書提出後1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事施工の記録写真</li> <li>2 領収書の写し</li> <li>3 消費税仕入税額控除報告書（様式第14号）</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間	10年	

#### 4 歴史的風致形成建造物改修整備費補助金

補助金交付の目的	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定に基づき指定を受けた建造物（確実に指定される予定のものとして予め小田原市歴史的風致維持向上計画に具体的な記載のあるものを含む。）（以下「歴史的風致形成建造物」という。）の保全・活用を促し地域の歴史的風致の維持向上を図る。	
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史的風致形成建造物の所有者又は管理者</li> <li>2 市税を滞納していないもの</li> <li>3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団</li> <li>(2) 法人にあつては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。</li> </ol> </li> </ol>	
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史的風致形成建造物（10年間以上の一般公開の協定を本市と締結するものに限る。）の修理、買取り、移設及び復原に係る事業</li> <li>2 1の事業と併せて実施される建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化等に係る事業</li> <li>3 1の事業と併せて実施される案内看板、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に係る事業</li> </ol>	
補助金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表3に定めるとおりとする。</li> <li>2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> <li>3 補助金の交付は、同一の対象物件に対し、1棟ごとに1回限りとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</li> </ol>	
交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第9号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計図書</li> <li>2 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。）</li> <li>3 現況写真</li> <li>4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書</li> <li>5 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等の場合に限る。）</li> <li>6 市税に係る納税証明書（事業年度及び前年度分に係る完納証明書）</li> <li>7 消費税仕入税額控除確認書（様式第13号）</li> <li>8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第15号）</li> <li>9 役員等一覧表（様式第16号）</li> <li>10 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別に定める歴史的風致形成建造物改修整備費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。</li> <li>2 補助申請額は、正しく算出されているか。</li> </ol>	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、その他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。</li> <li>2 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。</li> </ol>	
交付の時期	実績報告書提出後1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号の2
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事施工の記録写真</li> <li>2 領収書の写し</li> <li>3 消費税仕入税額控除報告書（様式第14号）</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間	10年	

5 路線バス実証運行事業費補助金

補助金交付の目的	市民の日常生活における公共交通の確保、維持及び改善に寄与する。	
補助対象者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けており、本市と路線バスの実証運行事業に係る協定を締結した事業者	
補助対象事業	協定に基づき実施する路線バス実証運行事業	
補助金額	<p>1 補助金の額は、予算の範囲内において、事業に係る費用の額の2分の1以内の額とし、その算出方法は、原則、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業に係る費用は、運行費用の額から運賃収入の額を減じた額とする。</p> <p>(2) 運行費用の額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に準じて次式により算出する。          当該補助対象者の実車走行キロ当たり経常費用（A）×当該補助対象系統の実車走行キロ          ただし、（A）の額が国土交通省が別に定めるブロック（山梨・静岡地域）の地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式により算出された額以下とする。          地域キロ当たり標準経常費用×当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>(3) 運賃収入の額は、次式により算出された額とする。          補助対象系統の実車走行キロ当たり運賃収入×当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>(4) 補助対象事業に係る費用の消費税相当分は補助対象としない。</p> <p>2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	
交付申請	提出期限	補助対象事業の着手日まで
	様式	様式第9号の3
	添付書類	1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 補助金交付申請書に未記入はないか。 2 添付書類は指定したものが提出されているか。 3 補助申請額は、正しく算出されているか。
交付条件	<p>1 道路運送法及び規則並びにその他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。</p> <p>2 補助対象者は、補助金の交付を受けた事業について、誠実に履行するよう努めなければならない。</p>	
交付の時期	実績報告書提出後、請求書の提出があった日から1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了（事業の中止・廃止の承認を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日
	様式	様式第11号の3
	添付書類	1 補助対象事業の運行費用の内訳、運賃収入の内訳及び確定方法、利用状況 2 実績報告書に基づく補助額の計算書 3 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 実績報告書に未記入はないか。 2 添付書類は指定したものが提出されているか。 3 実績は、交付申請時の内容と相違がないか。

6 民間まちづくり活動促進事業費補助金

<p>補助金交付の目的</p>	<p>地方再生コンパクトシティを推進するため、計画期間内（平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで）において、空き家・空き店舗の活用促進を図るため、地区の賑わいの創出、交流人口の増加又は街なみ景観形成に資する事業者に対し、空き家・空き店舗の活用に係る費用等の一部を支援することにより、地区住民が主体となったまちづくりに寄与する。</p>
<p>補助対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民間まちづくり活動促進事業に関する協定（以下「協定書」という。）を締結した地元協議会（小田原かまぼこ通り活性化協議会、銀座・竹の花周辺地区街づくり協議会）が活動する地区内において、付表4に掲げる事業を行う事業者のうち、次の各号のすべてを満たしている者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地区の賑わいの創出、交流人口の増加又は街なみ景観形成に資する事業を行う者。</li> <li>（2）地区内の空き家・空き店舗を活用する者。</li> <li>（3）活用する空き家・空き店舗については、その建物及び土地の所有者と賃貸又は売却に関する合意が取れている者。</li> </ol> </li> <li>2 市税を滞納していない者。</li> <li>3 補助を受けようとする者が暴力団員又は次に掲げる団体に該当する場合は、補助の対象としない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）暴力団</li> <li>（2）法人にあっては、代表者、又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。</li> </ol> </li> </ol>
<p>補助対象事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市と協定書を締結する地元協議会（小田原かまぼこ通り活性化協議会、銀座・竹の花周辺地区街づくり協議会）が活動する地区内において、補助対象者が空き家・空き店舗を活用し、地区の賑わいの創出、交流人口の増加又は街なみ景観形成に資する付表4に掲げる事業とする。</li> <li>2 1に規定する事業であって、次の各号のすべてに該当する事業とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）空き家・空き店舗の全部又はその一部を活用する事業</li> <li>（2）補助金の交付を受けようとする年度の2月末までに工事完了する見込みがあり、当該事業を継続する見込みがあること。</li> <li>（3）協定に定めるまちづくり審査会の意見を踏まえた上で、地域のまちづくりの方針に則していることと認められるものであること。</li> <li>（4）銀座・竹の花通り周辺地区にあっては、小田原市街づくりルール形成促進条例（平成18年小田原市条例第3号）に規定する「銀座・竹の花周辺地区街づくり基準」に基づき良好な景観形成に著しく寄与する（外観修景を行う場合に限る。）。</li> <li>（5）かまぼこ通り周辺地区にあっては、小田原市景観計画に定める拠点型重点区域の景観形成の方針に基づき良好な景観形成に著しく寄与する（拠点型重点区域への移行に取り組む区域においては、当該地区と類似する拠点型重点区域における景観形成の方針に基づき、良好な景観形成に著しく寄与するもの。）（外観修景を行う場合に限る。）。</li> </ol> </li> </ol>
<p>補助金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の額は、補助の対象区分に応じ予算の範囲内において、それぞれ付表4に定めるとおりとする。</li> <li>2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</li> </ol>

交付申請	提出期限	市長が別に定める日
	様式	様式第9号の4
	添付書類	1 設計図書 2 工事契約書の写し（工事内訳明細書を含む。） 3 現況写真 4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書 5 確認済証の写し（法令により必要とされる施設等の場合に限る。） 6 市税に係る納税証明書（事業年度及び前年度分に係る完納証明書） 7 消費税仕入税額控除確認書（様式第13号） 8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第15号） 9 役員等一覧表（様式第16号） 10 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	1 事業内容等が協定書の別表2に定める事業。 2 補助申請額は、正しく算出されているか。
交付条件	1 地方創生推進交付金制度要綱第6条から第22条及びその他関係法令の規定のほか、この要綱の定めに従うこと。 2 補助対象者が、補助対象事業に係る空き家・空き店舗の内装改修及び外観修景に係る工事を工務店等に発注する場合、原則、小田原市内に事業所を有する業者に発注すること。 3 補助対象者は、補助金の交付を受けて整備した建築物等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。	
交付の時期	実績報告書提出後1月以内	
実績報告	提出期限	事業完了後1月以内
	様式	様式第11号の2
	添付書類	1 工事施工の記録写真 2 領収書の写し 3 消費税仕入税額控除報告書（様式第14号） 4 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。
財産処分の制限の期間	財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。ただし、同令に定めのないものについては5年間とする。	

付表 1 - 1

区 分	対 象 経 費	補 助 率	限 度 額
建 築 物	建築物の新築、増築若しくは改築又は建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費及び工事費のうち外壁及び屋根に係る経費	2 / 3	1 5 0 万円
外 構	門、塀、石垣等の新設、増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費及び工事費のうち外観に係る経費		3 0 万円
景観形成に資する備品等	建築物、工作物の外観に設置する照明器具、のれん、看板等の景観形成に資する備品等の製作・設置に係る経費		5 万円

(注) 上記行為のうち建築物の新築、増築、改築については、都市計画施設に係る部分については補助の対象としない。

付表 1 - 2

区 分	付表 1 - 1 の限度額に加算できる場合	加 算 限 度 額
建 築 物	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が 1 0 メートル以上の場合	5 0 万円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	
外 構	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が 1 0 メートル以上の場合	1 0 万円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	
景観形成に資する備品等	当該修景整備に係る公道に面する部分の延長が 1 0 メートル以上の場合	1 5, 0 0 0 円
	近隣の建築物と協調し、一定期間内に修景整備を行う場合	

付表2

区 分	対 象 経 費	補助率	限度額
建 築 物	建築物の新築若しくは増築若しくは改築又は建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る設計費・工事費のうち外壁及び屋根に係る経費	2 / 3	150万円 ※(200万円)
工 作 物	門や塀、石垣等の新設若しくは増築若しくは改築又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更に係る設計費・工事費のうち外観に係る経費		
そ の 他	良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認められる行為に係る経費		

※ ( ) 内は、新築、増築、改築、修繕等で、地区まちづくり基準に基づく1階の壁面後退がなされた場合、公道に面する延長が10mを超える場合又は角地に位置する敷地において行われる新築等の場合

付表3

	対象事業	対象経費	備考	補助率	限度額
1	歴史的風致形成建造物(10年間以上の一般公開の協定を本市と締結するものに限る。)の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する事業	工事費、測量費及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費等	修理あつては、耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。	2 / 3	300万円 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。)
2	1の事業と併せて実施される建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化等に係る事業	工事費、附帯工事費、測量費及び試験費、機械器具費、営繕費等	(1)工作物の外観修景にあつては、当該建築物及び工作物に付帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善及び当該建築物及び工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。 (2)用地費及び補償費を除く。		
3	1の事業と併せて実施される案内看板、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に係る事業	工事費、附帯工事費、測量費及び試験費、機械器具費等	(1)案内標識を除き、歴史的風致形成建造物(敷地を含む。)にこれら施設の機能を設ける場合に限る。 (2)用地費及び補償費を除く。		

付表 4

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
<p>次に掲げる用途に供する店舗その他事務所又はそれらの店舗等を兼ねる住宅として整備する事業</p> <p>(1) 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉業等</p> <p>(2) 観光や回遊に資するものとして、協定書を締結する地元協議会のまちづくりのコンセプトに合致する事業</p>	<p>空き家・空き店舗の利活用に要する次の経費</p> <p>(1) 建築物の内装改修及び外観修景に係る工事費等</p> <p>(2) 補助対象者が自ら行う利活用のための工事等に必要な原材料（使用箇所、使用量が確認できるもの）に要する経費</p>	<p>2 / 3</p>	<p>500万円</p>

様式第1号 (第6条関係)

補助事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所 (又は所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇補助金に係る補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の内容

事業内容	
変更・中止・廃止前	
変更・中止・廃止後	

2 変更・中止・廃止の理由

様式第2号の1（第7条関係）

補助金交付決定通知書

番 号

年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のあつた〇〇〇〇〇〇〇補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
  - (5) 規則並びに法及び小田原市都市部まちづくり交通課所管に係る補助金交付要綱の定めに従うこと。
  - (6) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、〇月〇日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 結果報告書
  - (2) 収支決算書
- 5 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。（注1）
- (1) 〇〇〇〇〇〇〇 〇年 (2) 〇〇〇〇〇〇〇 〇年
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。
- 7 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (2) 代表者を変更したとき。

（事務担当課）

注1 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産がない場合には、この項を削る。

様式第2号の2（第7条関係）

補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた〇〇〇〇〇〇〇補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定により通知する。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件
  - (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
  - (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。（注1）
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
  - (6) 規則並びに法及び小田原市都市部まちづくり交通課所管に係る補助金交付要綱の定めに従うこと。
  - (7) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、〇月〇日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 工事施工の記録写真
  - (2) 領収書の写し
- 5 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。（注2）
  - (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇年 (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇年
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。
- 7 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (2) 代表者を変更したとき。

（事務担当課）

注1 補助金額が100万円未満の場合は、原則としてこの号を削ること。

注2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産がない場合には、この項を削る。

様式第2号の3 (第7条関係)

補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名) 様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた〇〇〇〇〇〇〇補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則 (以下「規則」という。) 第7条の規定により通知する。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件
  - (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
  - (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。(注1)
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
  - (6) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 及び規則並びにその他関係法令の規定のほか、小田原市都市部まちづくり交通課補助金交付要綱の定めに従うこと。
  - (7) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、〇月〇日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象事業の運行費用の内訳、運賃収入の内訳及び確定方法、利用状況
  - (2) 実績報告書に基づく補助額の計算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しなければならない。
- 6 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
  - (2) 代表者を変更したとき。

(事務担当課)

注1 補助金額が100万円未満の場合は、原則としてこの号を削ること。

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた〇〇〇〇〇〇〇補助金について、以下の理由により  
交付しないことを決定したので通知する。

不交付の理由

（事務担当課）

様式第4号（第9条関係）

<p>補助金交付決定（一部）取消・変更通知書</p>	
<p>番 号 年 月 日</p>	
<p>氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様</p>	
<p>小田原市長 印</p>	
<p>年 月 日付け 第 号で交付決定をした〇〇〇〇〇補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取り消す・変更するので、小田原市補助金の交付等に関する規則第9条第3項（第16条第4項）において準用する同規則第7条の規定により通知する。</p>	
事 業 内 容	
取 消 し ・ 変 更 前	
取 消 し ・ 変 更 後	

（事務担当課）

様式第5号（第11条関係）

状況報告書

年 月 日

小田原市長 様

住所又は所在地

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金に係る  
補助事業の 年 月 日における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

様式第6号（第12条、第15条関係）

指示書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した〇〇〇〇〇〇補助金について、小田原市補助金の交付等に関する規則第12条（第15条）の規定により、次のとおり指示する。

1 指示事項

2 理由

（事務担当課）

様式第7号（第14条関係）

補助金額確定通知書

番 号  
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金について、実績報告の結果、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条の規定により、補助金額を次のとおり決定したので通知する。

- 1 補助金額 円
- 2 決定理由

（事務担当課）

様式第8号 (第16条関係)

補助金返還通知書

番 号  
年 月 日

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名) 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金の返還について、小田原市補助金の交付等に関する規則第17条の規定により通知する。

- 1 返還額 円
- 2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

(事務担当課)

様式第9号の1 (別表関係)

補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所 (又は所在地)  
 申請者氏名 印  
 (法人等にあつては名称及び代表者氏名)

〇〇年度〇〇〇〇〇補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的、内容及び成果目標

目的	
内容	
成果目標 (数値と算出根拠)	

2 交付申請額

申請額	円
申請額の算出方法	

3 補助事業の遂行に関する計画

実施期間	着手 予定日		完了 予定日	
経費配分及び使用方法		別紙収支予算書のとおり		

4 添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- ・ 役員等一覧表
- ・ その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
①記載項目・添付書類	1 交付申請書・収支予算書に未記入はないか。	
	2 添付書類は指定したものが提出されているか。	
②事業の目的・内容・成果目標	1 事業の目的・内容は市の補助金交付目的に合っているか。	
	2 事業計画は、要綱で定める補助の要件を満たしているか。	
	3 成果目標は、市民への説明責任を果たせるものになっているか。	
③申請額の算出方法	1 収支予算書には単価・内訳が具体的に記載されているか。	
	2 経費の配分、使用方法は事業遂行のうえで適当な額か。	
	3 申請額の算出方法は要綱の定めに従っているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目の改善内容】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、すべて公開されます。

様式第9号の2 (別表関係)

補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所 (又は所在地)  
 申請者氏名 印  
 (法人等にあつては名称及び代表者氏名)

〇〇年度〇〇〇〇〇補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

行為の場所					
行為の内容					
行為の期間	着手 予定日	年	月	日	完了 予定日
工事見積額	円				
交付申請額	円				
交付申請額 の算出方法					

添付書類

- 1 設計図書
- 2 工事契約書の写し (工事内訳明細書を含む。)
- 3 現況写真
- 4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書
- 5 確認済証の写し (法令により必要とされる施設等について)
- 6 納税証明書 (事業年度及び前年度分)
- 7 消費税仕入税額控除確認書
- 8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- 9 役員等一覧表
- 10 その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・ 添付書類	補助金交付申請書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	別に定める修景費補助金交付に関する取扱い基準を満たしているか。	
	補助申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開  
 条例」において非公開情報とされている部分を除き、すべて公開されます。

様式第9号の3 (別表関係)

補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所 (又は所在地)  
申請者氏名 印  
(法人等にあつては名称及び代表者氏名)

〇〇年度〇〇〇〇〇補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

事業の場所					
事業の目的及び内容					
事業の期間	着手 予定日	年 月 日	完了 予定日	年 月 日	
交付申請額	円				
交付申請額 の算出方法					

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	補助金交付申請書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	補助申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、すべて公開されます。

様式第9号の4 (別表関係)

補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所 (又は所在地)  
 申請者氏名 印  
 (法人等にあつては名称及び代表者氏名)

〇〇年度民間まちづくり活動促進事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

行為の場所			
行為の内容			
行為の期間	着手 予定日	年 月 日	完了 予定日
工事見積額	円		
交付申請額	円		
交付申請額の算出方法	補助対象経費の3分の2かつ限度額500万円		

添付書類

- 1 設計図書
- 2 工事契約書の写し (工事内訳明細書を含む。)
- 3 現況写真
- 4 賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書
- 5 確認済証の写し (法令により必要とされる施設等の場合に限る。)
- 6 市税に係る納税証明書 (事業年度及び前年度分に係る完納証明書)
- 7 消費税仕入税額控除確認書
- 8 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- 9 役員等一覧表
- 10 その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	補助金交付申請書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	補助申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、すべて公開されます。

様式第10号の1 (別表関係)

収支予算書

(収入)

経費名	本年度予算額	前年度予算額	内訳 (項目名と金額を記載する)
会費	円	円	単価×人数
事業収入			(例) 入場料 円×人数 パンフレット 円×冊
小田原市補助金			
その他補助金			国・県・他自治体からの補助金 他団体からの補助金・負担金
その他の収入			当該団体の一般会計繰出金、祝儀等
前年度繰越金			
合計			

(支出)

経費名	本年度予算額	前年度予算額	内訳 (項目名と金額を記載する)
	円	円	
(例) 人件費			(例) ① 円×人分 ② 円×人分 (日当、時間給、月額等単価と人数を記載する。)
(例) 会議開催費			回分 (会場使用料、食糧費、消耗品費等内訳を記載する)
(例) 負担金			主な支出先と金額
(例) ○○事業費			
合計			

様式第10号の2 (別表関係)

景観形成修景事業協定書

協定の名称			
協定の区域			
協定締結者	1	住所	
		氏名	
	2	住所	
		氏名	
	3	住所	
		氏名	
協定の代表者	住所		
	氏名		
協定の目的			
修景の方針・内容等			
協定の有効期間			

景観法、小田原市景観条例、同施行規則、小田原市景観計画その他関係法令を遵守し、本協定を締結します。本協定を証するものとして、協定者は本書各1通を保有します。

年 月 日

協定者	1	(住所)	
		(氏名)	印
	2	(住所)	
		(氏名)	印
	3	(住所)	
		(氏名)	印

様式第11号の1 (別表関係)

実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者住所 (又は所在地)

報告者氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業実績

補助金額	円
実施期間	
活動内容	(別添結果報告書のとおり)

2 成果の自己評価

成果目標	(交付申請書から転記)
成果実績	(成果実績が目標に大幅に達しなかった場合の理由も記載)

3 収支実績

経費の配分及び使用方法は別紙収支決算書のとおり

4 添付書類

- ・ 結果報告書
- ・ 収支決算書
- ・ その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
① 記載項目・添付書類	実績報告書・収支決算書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
②活動内容・成果目標の達成度	活動内容は、交付申請時の内容どおりか。	
	成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、その原因が団体の責によらないものか。	
② 収支実績	収支決算書には単価・内訳が具体的に記載されているか	
	経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか	
	施設整備の場合、財産目録に反映されているか	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】 (次年度の補助金額への反映を含む)		

※この実績報告書及び添付書類は公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

様式第 1 1 号の 2 (別表関係)

実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者住所 (又は所在地)

報告者氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

事業実績

行為の場所	小田原市
事業完了年月日	年 月 日
行為の内容	

添付書類

- 1 工事施工の記録写真
- 2 領収書の写し
- 3 消費税仕入税額控除報告書
- 4 その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	実績報告書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この実績報告書及び添付書類は公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市文書情報条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

様式第 1 1 号の 3 (別表関係)

実績報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者住所 (又は所在地)

報告者氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇〇〇〇補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

事業実績

補助額	円
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の内容	

添付書類

- 1 補助対象事業の運行費用の内訳、運賃収入の内訳及び確定方法、利用状況
- 2 実績報告書に基づく補助額の計算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

※審査欄 (所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄 (○・×)
記載項目・添付書類	実績報告書に未記入はないか。	
	添付書類は指定したものが提出されているか。	
	実績は、交付申請時の内容と相違がないか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この実績報告書及び添付書類は公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市文書情報条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

様式第12号 (別表関係)

収支決算書

(収入)

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
会費	円	円	単価×人数
事業収入			(例) 入場料 円×人数 パンフレット 円×冊
小田原市補助金			
その他補助金			国・県・他自治体からの補助金 他団体からの補助金・負担金
その他の収入			当該団体の一般会計から繰出金、祝儀等
前年度繰越金			
合計			

(支出)

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
	円	円	
(例) 人件費			(例) ① 円×人分 ② 円×人分 (日当、時間給が決まっている場合は単価を記載する。)
(例) 会議開催費			回分 (会場使用料、食糧費、消耗品費等内訳を記載する)
(例) 負担金			主な支出先と金額
(例) ○○事業費			
合計			

(収支差額) 円

(翌年度繰越額) 円

様式第13号 (別表関係)

消費税仕入税額控除確認書

年 月 日

小田原市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

費補助金の下記の補助金交付申請における事業に要する経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

理由 (必要に応じて、貴社経理担当又は会計士等に御確認いただき、以下から選択してください。)

- 1 消費税法における納税義務者でない。
- 2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- 3 簡易課税事業者である。
- 4 1 から 3 に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

行為の場所				
行為の内容				
行為の期間	着手 予定日	年 月 日	完了 予定日	年 月 日
工事見積額	円			
交付申請額	円			
交付申請額 の算出方法				

様式第14号 (別表関係)

消費税仕入税額控除報告書

年 月 日

小田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 費補助  
金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |   |                          |             |   |
|---|--------------------------|-------------|---|
| 1 | 補助金の額の確定額                | 金           | 円 |
| 2 | 消費税の申告の有無 (どちらかを選択)      | 有 ・ 無       |   |
|   | (2で「無」を選択の場合は以下不要)       |             |   |
| 3 | 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択)    | 一般課税 ・ 簡易課税 |   |
|   | (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)    |             |   |
| 4 | 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額  | 金           | 円 |
| 5 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額   | 金           | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額) | 金           | 円 |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

様式第15号（別表関係）

小田原市暴力団排除条例に係る誓約書

年 月 日

小田原市長 様

誓約者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

㊟

小田原市都市部まちづくり交通課所管に係る補助金交付要綱における交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 誓約者（法人の場合、代表者及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
  - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
  - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
  - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

以上

様式第16号 (別表関係)

役員等一覧表

年 月 日現在の役員

小田原市長 様

商号又は 名称									
所在地									
役職名	氏名		生年月日				性別	住所	
	か	漢字	元号	年	月	日			
備考									

- 備考1 かは半角で、元号はM、T、S、H、Rで記入すること。
- 備考2 性別はM（男）、F（女）のいずれかで記入すること。
- 備考3 欄が足りない場合は、適宜追加すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された全ての情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

氏名又は名称  
代表者氏名

